



スマートフォン決済アプリで 町税が納付できるようになりました

今年の4月よりスマートフォンなどからアプリを利用して、納付書のバーコードを読み取ることで、いつでもどこでも納付できるようになりました。

納付できる町税等

町県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税(種別割)・国民健康保険税

利用できるスマートフォン決済アプリ

アプリ名	LINEPay(ラインペイ)	PayPay(ペイペイ)	PayB(ペイビー)
支払い方法	アプリの残高支払い	アプリの残高支払い	リアルタイム口座振替
各アプリのダウンロードはこちらから			

利用方法

上記アプリをスマートフォンなどにダウンロードし、利用者登録した上で、納付書のバーコードを読み取ることで納付できます。

アプリで納付できない納付書

- ①納期限を過ぎたもの
- ②バーコードの印字がないもの、読み取れないもの
- ③納付書1枚あたりの金額が30万円を超えているもの
- ④金額を訂正したもの

納税証明書

- ①納税証明書を発行できるのは、納付手続き後おおむね2開庁日以降となります。
- ②納税通知書に添付の軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)は、領収印が押されないため使用できません。

注意事項

- ①領収証書は発行されません。領収証書が必要な方や軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)が必要な方は、役場または金融機関、コンビニエンスストアで納付してください。
- ②アプリを利用して納付された場合は、納付書に納付済みである旨を記載していただくか、使用した納付書を破棄するなど、二重に納付されないようご注意ください。
- ③納付操作完了後は、納付の取り消しはできません。
- ④支払い金額以上の残高がない場合はご利用できません。
- ⑤決済手数料は無料ですが、通信料は利用者負担となります。
- ⑥クレジットカード支払いには対応していません。
- ⑦アプリに関しては、アプリの運営会社へお問い合わせください。

問合せ先 役場 収納課 内線120・122